

福井県丹南広域組合長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例

平成 18 年 2 月 22 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、
長期継続契約を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) リース契約（賃貸人が賃借人の指定した物品を購入し、これを当該賃借人に
賃貸する契約であって、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができ
ないものをいう。）
- (2) 毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要がある業務（一定の期間内に終了
することが見込まれるものを除く。）に関する契約

附 則

この条例は、公布の日から施行する。